

## 椎の森里山会会則

(名称及び所在地)

第1条 この組織は椎の森里山会(以下「会」という。)と称し、事務所を代表幹事宅に置く。

(目的)

第2条 会は、椎の森工業団地の自然環境保全緑地の荒廃を防ぎ、併せて生物の多様性を確保するとともに、身近な自然と触れあえるように整備及び活用を図る活動を行うことにより自然環境を保全することを目的とする。

(活動)

第3条 会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 自然環境保全緑地の整備及び活用に関すること。
- (2) 自然環境の保全に関すること。
- (3) その他、会の目的達成のために必要な事項。

(構成員)

第4条 会は、第2条に掲げる目的及び第12条に賛同した者(以下「会員」と言う。)をもって構成する。なお、会員として活動は出来ないが技術支援・資金提供等を行う者を賛助会員とする。

2 袖ヶ浦市は、参与として会に参画して指導及び助言を行うものとする。

(役員)

第5条 会に次の幹事をおく。

- (1) 代表幹事 1名
- (2) 副代表幹事 2名
- (3) 常任幹事(総務・広報・会計担当) 正・副各1名  
(業務担当) 若干名

2 会に会計監査2名をおく。

(役員を選出)

第6条 幹事及び会計監査は、会員の互選により定める。

2 業務担当幹事は、各事業活動の区分毎に選任し複数の事業活動を兼務する事を妨げない。

(役員職務)

第7条 代表幹事は、会を総理し、代表する。

2 副代表幹事は、代表幹事を補佐し、代表幹事に事故あるとき又は代表幹事が欠けたときは、その職務を代行する。

3 常任幹事は次の職務を行う。

総務担当 会の渉外・運営事務を行う。

広報担当 会の広報・記録業務を行う。

業務担当 里山での利活用業務を行う。

会計担当 会の会計を行う。

4 会計監査は、会計の監査を行う。

(役員任期)

第8条 役員任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

2 役員に欠員を生じたときはこれを補充するものとし、補充によって選出した役員任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 会の会議は、総会及び役員会とする。

(総会)

第10条 総会は、毎年1回開催する。

また、代表幹事が必要と認めた場合は、臨時に総会を開催することができる。

2 総会は、代表幹事が招集し、議事を主宰する。

- 3 総会は、次の事項を審議する。
  - (1) 第5条第1項の幹事及び第2項の会計監査の選任に関すること。
  - (2) 会則の改正に関すること。
  - (3) 事業計画に関すること。
  - (4) 予算及び決算に関すること。
  - (5) その他、役員会が特に必要と認めたこと。
- 4 総会は、委任状も含めて1/2以上の会員が出席しなければ開くことができない。
- 5 会議の議事は、出席会員の過半数で決し、賛否同数のときは代表幹事が決する。

(役員会)

- 第11条 役員会は、第5条第1項の幹事により構成する。  
なお、必要に応じ会計監査が参加できるものとする。
- 2 役員会は、代表幹事が必要と認めた場合、随時開催するものとする。
  - 3 役員会は、代表幹事が招集し、議事を主宰する。
  - 4 役員会は、次の事項を審議する。
    - (1) 事業計画の詳細に関すること。
    - (2) その他、役員が特に必要と認めたこと。
  - 5 会員は、役員会に出席し意見を述べることができる。

(経費)

- 第12条 会の運営に関する経費は、会員からの会費及びその他の収入を以って充てる。
- 2 一般会費は月額100円とし、前記及び後期の年2回、前納で徴収する。
  - 3 事業内容により特に必要な場合は、特別会費を徴収する。

(事業年度)

- 第13条 事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(催促)

- 第14条 この会則に定めるもののほか、会の運営に関し必要な事項は、代表幹事が役員会に諮って別に定める。

(附則)

- この会則は、平成19年3月3日から施行する。  
この会則は、平成20年4月5日から一部改正し施行する。  
この会則は、平成21年4月4日から一部改正し施行する。  
この会則は、平成22年4月18日から一部改正し施行する。  
この会則は、平成23年4月2日から一部改正し施行する。  
この会則は、平成24年4月7日から一部改正し施行する。

## 椎の森里山会運営規則

### I 事業

会則第 2 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

#### (1) 事業日等

- ア 市が主催する作業日は、椎の森ボランティア作業予定表による。
- イ 会が主催する事業又は、作業日は市が主催する作業終了後引き続き行う。また、臨時の作業又は作業が必要となった場合は、別途会員に連絡する。
- ウ 会が主催する作業は、市が主催する作業時間帯で支障のない範囲で行うことができる。

#### (2) 事業の方針

市が作成している椎の森自然環境保全緑地基本計画に基づき、整備及び管理等を行う。

#### (3) 事業内容

- ア 整備及び維持管理
- イ 事業計画に基づく事業及び作業
- ウ その他

#### (4) 会が主催する事業又は作業時の禁止事項

- ア チェンソーの使用
- イ 樹木の伐採
- ウ 直径 10cm以上の枯れ木の伐採
- エ その他危険と思われる作業

#### (5) 作業安全マニュアル等に基づき細心の注意を払い、作業の安全性を確保する。

### II 会費

#### (1) 一般会費

- ア 会員が退会する場合は、退会の申し出のあった月の翌月分からの会費を返却する。
- イ 用途は、会員が利用等するものとし、事業計画に基づき支出する。

#### (2) 特別会費

用途は、事業計画に基づく事業で会員の一部が利用するものとし、利用等する者から徴収する。

### 運営規則の改定経過

この規則は、平成19年 3月 3日から施行する。  
この規則は、平成20年 4月 5日から一部改正し施行する。